



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	清末民初の社会調査と中国地域社会史研究
Author(s)	田中, 比呂志
Citation	歴史評論(663): 32-42
Issue Date	2005-07
URL	http://hdl.handle.net/2309/95335
Publisher	歴史科学協議会/校倉書房
Rights	

清末民初の社会調査と中国地域社会史研究

田中 比呂志

はじめに

中国の地域社会を対象とする研究は、研究視角の不断の更新アップデートや新たな史料の刊行・発掘により、様々な成果を蓄積してきたと言えよう。本稿が考察の対象とする清末民国初期（以下、清末民初とする）に限定してみても、一九八〇年代中頃以降、東北、天津、江南、上海、広東などの地域に関心が寄せられ、いわゆる地域（方）エリートエリートの存在や活動の分析に関心が集まり、研究が進められてきた。そして、およそそのころ九〇年代最末期頃からは、社会のより基層部分に対する関心も徐々に高まりつつある。

中国の地域社会を研究するために、従来、頻繁に用いら

れてきた史資料（以下、史料に統一する）の一つに地方志がある。地方志は明清時代に盛んに編纂されたが、実は、清末民初にも多くの地方志が編纂されてきた。無論、それらの質・量には差異があり、旧来の形式をそのまま継承しただけのものから、当時の、その地域社会を知るための手がかりを十分に与えてくれるようなものまで、その幅はかなり大きいと言えるだろう。

しかしながら、地方志以上に可能性を秘めている史料も編纂されている。それが本稿で論ずるところの清末民初の調査・統計史料である。この調査・統計は立憲制・地方自治制の採用にあたって先行して実行・作成されたものであり、さらには民国期に到ってからもこの社会調査の成果をもとにして、幾種類かの統計や地図などが作成されている。

ところがそれまでの中国には、徴税のための丈量(土地調査)が行われることはあれども、国民国家化を目ざして国家・社会全体を把握するための各種の調査は行われたことはなかつた。また、かくの如き調査を支える社会科学的知识もようやくこの時期に導入されつつあったという状況であつた。それでは各種の調査は如何なる人々によつて担われ、どのような成果が残されることになつたのであるうか。それらはいつたい、如何なる性格を持つのであろうか。本稿ではそれらの社会調査の発端、実施の状況を紹介しつつ、社会調査そのものやそれらの史料の可能性について論じてみたい。

一 立憲準備と諸調査の実施

帝国から立憲国家、近代国民国家への移行を目ざした中国にとつて必要不可欠であつたのが、様々な分野における調査であつた。すなわち近代国家として不可欠の要件として国家全体を一元的に把握する必要性があつたのである。かつまた立憲国家には議会が不可欠であり、清朝は毎年の準備の見取り図とも言うべき逐年籌備事宜を策定し、九カ年の準備期間内に中央に資政院を、また地方に——各省ごとに——諮議局を設け、後の正式な移行の後に設置する予

定であつた国会、省議会の準備機関とした。さらには省の下には県、そして市郷議会を設置することにした。そのために、有権者の確定は無論のこと、選挙区画の区割りを行わねばならなかつた。また、地方自治に関しては、県の行政区画は決定していたが、下層の市郷の行政区画は決定しておらず、その線引きもまた必要であつたし、県・市郷の自治の遂行には、財政的措置も必要不可欠であつた。

清朝政府は一九〇五年一月二五日(以下、本文中では特にことわりのない限り西暦は一九を省略して〇五のように表記する)、各国の政治システムのうち中国に適合的なものを選び、その可否を斟酌し、編纂して参考に供するための中心的組織として考察政治館を設立した。やがて〇七年八月一三日、同館は憲政編查館に再編されることが上奏され、即日、裁可された。また、これにともなつて、同館の調査対象に「中国各省の政俗を調査する」ことが加えられ、その結果、同館には日本の例にならつて編制局と調査局の二部門が設置され、各省の諸事情に関しては後者の部局の担当となつた。この後、地方での組織作りが下命され、各省ごとに調査局を設置して「各省の民情風俗および〔それらの〕一切の沿革」を調査・報告させることにした。そして「奏定各章調査局辦事章程」(全二三条)を取り決め、各省に通達して督撫に実行の責任を負わせ、かつガイドラインとしたので

あつた。

各省の調査局には編査館同様に、法制・統計の二科が設置され、さらに各課の下にそれぞれ三部門(「股」と呼称)ずつが設置され、調査を分担したのであつた。それらの内訳は表1のとおりである。表1にあげた分類方法は各省共通

表1 各省調査局の組織と調査項目

法制科		統計科	
第一股	第一股	第一股	第一股
甲 本省の民情風俗	甲 外交統計	甲 本省の民情風俗	甲 外交統計
乙 (本省の) 紳士の辦事習慣	乙 民政統計	乙 (本省の) 紳士の辦事習慣	乙 民政統計
丙 民事商事の習慣	丙 財政統計	丙 民事商事の習慣	丙 財政統計
丁 訴訟事の習慣		丁 訴訟事の習慣	
第二股	第二股	第二股	第二股
甲 本省総督(巡撫)の権限内の各単行法規	甲 教育統計	甲 本省総督(巡撫)の権限内の各単行法規	甲 教育統計
乙 本省総督(巡撫)の権限内の各行政規則	乙 軍政統計	乙 本省総督(巡撫)の権限内の各行政規則	乙 軍政統計
	丙 司法統計		丙 司法統計
第三股	第三股	第三股	第三股
甲 本省行政上の慣習	甲 実業統計	甲 本省行政上の慣習	甲 実業統計
乙 本省行政上の利弊	乙 交通統計	乙 本省行政上の利弊	乙 交通統計

(典拠 注7)「直隸調査局訂法制科辦事細則」および「直隸調査局詳定統計科辦事細則」

のものであつたが、それらはさらに「綱」「細目」であるとか、あるいは「類」「目」「題」といった範疇によつて細分化されており、これは各省ごとに異同が見られた。例えば「法制科・第一股・甲」を取り上げてみるならば、山東省の場合には八綱六細目が設定されていた。また湖北省の場合には表2の如く、なんと一〇類二七目一八一題という詳細な設定がなされていたのであつた。

問題は、実際に調査に直接従事する人員である。というのも編査館から各省に対して、中央からは人員を派遣せず、各地方官により「適任者を選出し、实地考察」を進めるよう、下命されていたのである。すなわち、各地方において人材を確保しなければならず、しかも当然ながら文字を読み書きできる人員でなければならない。ところが士大夫¹¹知識人は科挙テキストに習熟してはいても、それまでの中国では「そもそも統計の学を講求者は乏し」かつた。そこで各省では、それぞれ独自に人材の育成に努めねばならなかつたのである。たとえば山東省では〇八年七月頃、調査員養成所を設立し、かつ「調査員養成所簡章」を制定した。そして調査局の股員(二人)および股書記(六人)を学生として、最初に四ヵ月間、九つの教科を学ばせ、試験を実施して終了した後(合格者は)実地研修に臨む、というように決められた。これらの人員は人数的に少数であることから、

表2 湖北省における「本省の民情風俗」調査の項目（）内は「題」の数

第一類 居民(八)	第六類 禮俗(二六)
甲 土着(四)	甲 宗族(五)
乙 客籍(四)	乙 婚嫁(七)
第二類 生活(一七)	丙 喪葬(六)
甲 食(八)	丁 節令(二)
乙 衣(五)	戊 娛樂事業(四)
丙 住(四)	己 諺諺(二)
第三類 職業(三三)	第七類 習尚(一八)
甲 農(四)	第八類 衛生(二七)
乙 工(六)	甲 疾病(四)
丙 商(六)	乙 医術(八)
丁 漁獵(四)	丙 藥品(七)
戊 服公務者(三)	丁 清潔法(八)
己 雜業(三)	第九類 慈善事業(二一)
庚 労働者(四)	甲 救災及救生(五)
辛 無業者(三)	乙 備荒(五)
第四類 教育(一一)	丙 濟貧恤死(六)
第五類 宗教(二三)	丁 恤無告(五)
	第十類 団体組合(八)

(出典 湖北省調査局「湖北調査局法制科第 次調査各目」)

おそらく調査局での調査事務を担うために養成される人員と云えるだろう。風俗習慣や慣習などの調査は、実際に各府庁州県にて行う必要があった。そこで省当局はその府庁州県の最寄りの人員を派遣して調査するよう地方官に命じ、かつ調査の遂行に強制力を持たせるために賞罰規程を取り決め、地方官らに最終的責任を負わせたのであった。⁽¹³⁾

戸口調査は逐年籌備事宜に盛り込まれ、憲政編查館および民政部の管掌の下、推進されることになった。これに先だって民政部は〇七年一二月、「清查戸口告示」を出して戸口調査の実施を布告し、さらには「調査戸口章程(全四〇条)」を制定して調査を進めるための指針とした。⁽¹⁴⁾ 同章程第八条によれば、調査対象区域は地方自治区域に基づいて設定されることになっていた。すなわち、戸口調査の実施にとつては、地方自治の進展——地方自治区域の設定——が前提条件だったのである。籌備立憲九カ年計画によれば、戸口調査は立憲準備の第一年目に始まり、全五年計画で完成される予定であった。ところが、武昌蜂起を嚆矢とする辛亥革命の全国的展開に伴って中断され、一部の省では調査結果が未報告のままに終わった。民国初年に到り、内務部は清末段階で報告済みの調査結果については、これを集約して報告した。⁽¹⁵⁾ すなわち、清末の戸口調査の成果は、民初に到って明らかになったのである。

二 選挙の準備と調査

立憲制の導入にあたって、上述の社会調査と並んで重要だったのが有権者調査であった。

すでに別稿において言及したように、諮議局議員選挙の場合、その当時に依拠できる人口データは存在していなかった。そのため、清朝当局は、各省のそれまでの科挙定員をもとにして諮議局議員数を決定したのであった¹⁷。しかしながら、有権者が確定されなければ諮議局議員選挙を挙行することはできないし、さらには資政院議員を選出することもできなかつた。それ故、清朝は上諭で以て、諮議局章程、諮議局議員選挙章程を制定するとともに、一年以内に完了するよう各省に下命したのであった¹⁸。

そこで、各省では自治準備とともに有権者調査の遂行を急がねばならなかつた。たとえば江蘇省では、まず江南籌辦地方自治総局内に調査課を設置して、憲政編查館への調査・報告事務を管掌させ、「各州県の士紳」を集めて学ばせ、自治、あるいは法政知識を持った人材の育成にあたることになった¹⁹。また、独自に「調査戸口規程」を制定し、有権者調査の準則とし、さらには局内に实地調査所を設け、戸口調査に加えて「各地旧存習慣」を調査させることにし

たのであつた²⁰。

調査はまず省行政の中心的地域から着手され、その後「外県」へ拡大されるという順序で進められることになつていた(「規程」第二条)。調査項目は戸口(丁と口)、姓名、年齢、職業、籍貫、住所、財産の七項目で、調査員を主として「公正」と認められた郷董の協力を得ながら行われることになつていた(「規程」第八、二二条)。それでは、いったいどのような人々が調査員に充たされたのであろうか。「調査戸口規程」では全二〇人(城市八、鎮郷十二人)が定員と規定されており、また調査員たる資格として、①年齢二五歳以上、②地方の状況を熟知していること、③法政知識を持つていること、④品行方正であること、⑤嗜好(アヘン)吸飲に染まっていないこと、の五条件が決められていた(「規程」第一八、一九条)。条件を満たす者は、調査所長により推薦され、局長により選定された(「規程」第三〇条)。また、「外県」には「調査事務所」が設置され、その地方の「紳商学界の資望知識を有する者」によつて運営・事務が進められ、調査員は必要に応じて(定数なし)選定された²¹。

では、調査はいったいどのように進められたのであろうか。調査の遂行には、乗り越えねばならないいくつかの問題があつた。それは識字の問題、地方自治に関する知識の

普及、そして民衆の誤解を招来しない、ということであった。調査の進行にあたっては、まず、調査対象者らに、調査の目的——選挙や有権者とは何か——を理解させ、調査の目的に対して疑念——徴税などに利用されるのではない

表3 選挙調査実施の布告

籌辦地方自治	地方自治の籌辦は
先須選挙人民	先ず人民を選ばなければならぬ
此次調査戸口	今回の戸口調査は
即係選挙先声	すなわち選挙のさきおれで
概不仮手書差	一切書差の手を借りず
辦理均用員紳	調査はみな員紳を用いる
並無抽取之意	決して(税を)徴取すると思つておらず
不須耗費分文	(なんじらは)一文も費すにおよばない
選民極為榮耀	選民とはとても名譽があるもので
全在調査分明	すべては調査ではっきりわかる
爾等宜知此理	なんじら宜しくこの道理を知るべし
均応從実報陳	みなありていに申し述べよ
切勿稍有疑慮	ほんのわずかの疑慮をいだいて
致啓臨時紛争	そのときになつてもめぐと起こすことなかれ
用特明白曉諭	このためまずははっきりと言ひ聞かす
仰即一體凜遵	みな同様に謹んで遵守せよ

〔出典「申報」〇九年九月二七日(宣統一・八・一四)「籌辦所調査戸口之示諭」〕

か——を抱かれないようにする必要性があつた。ところが、文字を読めない人々が多かつたことから、調査の周知は文書ではなく、主に白話での演説に頼らざるを得なかつた。そのため、表3のような白話文での掲示に加えて、地方自治総局は宣講所を設け、「土音」に通じた演講員を派遣して平素から地方自治に関する知識の普及に努めねばならなかつた。また、調査員は調査相手の貴賤貧富にかかわらず「温和言語」で接しなければならず、調査時には戸主に対して調査の理由を説明するよう義務づけられていた。このように、清末の諸調査の実施は、それまでとはかなり異なり、地域住民に対する慎重すぎるほどの配慮を意識したものであつた。

調査の手順は、第一に調査の担当者らにその方法を説明し、理解を促すことである。城市ではまず宣講を行い(期間一日、以下同じ)、その後、地元の紳商学会員を集めて何回か談話会を挙行し、『調査須知』の理解を促した。その後、調査員と地元協力者がいっしょに研究を行い調査に備える(五日)。鄉村の場合はまず同様に郷董を城市に招集して講説(二日)、城市と同様に談話会を数回開催する。次いで各郷董事に『調査須知』を配って研究させ(五日)、その後各郷董事は自身の郷に戻つて図董を集めて講解する(三日)という具合である。第二には、実際の調査である。

これについては担当地域の区画分けをしなければならぬ。城市の場合、従来から存在している坊廂の区域を区画とし、大きなものでも「二、三〔華〕里〔四方〕」程度であったという。調査に際しては、当該坊廂の董事および当該坊廂在住の「商学者〔会員〕」が担当し、当該地区を「逐戸稽查」し(三日)、確認することになっていった(三日)。他方、郷村の場合は、従来の区画である「図」を調査区画とし、各区画を図董とこれを補助する当該図に在住する「土商」一人ないし二人が調査を担当した。区画の大きさは「五〔華〕里〔四方〕」程度であり、同様に「逐戸稽查」し(三日)、確認(三日)した上で、郷董に報告することになっていた。第三には、報告の審査である。城市では紳士数人が、郷村では郷董が担当した(五日以内)。以上のような手続きを踏んで、有権者名簿が作成されたのであった。⁽²⁶⁾

三 調査史料の特徴

では、上述した経緯を経て、いったいどのような性格を持った史料が作成されたのであろうか。また、調査史料によって二〇世紀初頭の中国地域社会について、どのようなことがわかるのであろうか。

第一に、数字の問題を考慮しておかねばならない。統計

的史料の場合、とりわけ中国の場合、従来から言われているように、数字そのものがどれほど正確であるかという問題がつきまとう。また、海関統計のようにほぼ毎年、長期間にわたってデータが存在するものとは異なり、清末民初に開始された作業は、毎年毎年継続的に実施されたというわけではない。清末民初に編纂された諸史料に関して、分析が比較的進んでいるのは人口統計に關してである。人口調査の場合、清末民初以降のデータがかなり残っていることなどから、それらのデータに依拠して清末民初期の調査データを検討し、数字の補正や欠落部分の推計などが可能であるからである。先行研究では、調査は「最初の、本当の人口調査である」と、また、そのデータは「修正した上で受け入れることができる」と、評価されているが、ここでは屋下屋を重ねることは避け、詳細は先行研究を参照していただきたい。⁽²⁷⁾

これらの人口統計に關連するデータは、県下の各市(城)・鎮・郷の人口数だけではなく、様々なカテゴリー別のデータも作成されている。たとえば筆者のもとには比較的まとまったものとして『吉林行省賓州府政書』や『奉天諮議局籌備處調査報告書』、『中華民國二年 第一屆 江蘇内務行政報告書』(以下『内務行政報告書』とする)、『江蘇省政治年鑑』⁽²⁸⁾といった調査・統計があるが、これらでは年齢別、

男女別、民族別、職業別あるいは生死数別などの人口統計が、まとめられている。では、このようなデータから、いかなる検討を行い得るのであろうか。それは「ヨコ」と「タテ」の比較が可能であらう。

「ヨコ」の比較とは、地域ごとの比較である。すなわち、これらの調査・統計は行政区画としての県を単位として行われている。それ故、各県同士の比較が可能となるわけである。また、「タテ」とは、ある地域を観察の対象として設定し、やや長めの時間的推移の中におけるその地域の変化を追跡することを指すが、例えば江蘇省の場合、清末から北京政府期のデータが存在することにより、民国期における社会変化を追跡することが可能になるわけである。

第二に、これらの調査により、地域社会の特色や性格を知るための新たな文献史料の存在が明らかになったことである。たとえば江南地域を例としてみよう。同地域でこれまで積極的に研究が進められてきたのは、『申報』や『時報』、『新聞報』など、上海で発行されていた大新聞や地方志の存在が大きいことは周知のことである。しかし、それらの新聞においてさえ、県以下の記事については、特別な事件についてはともかくも、大半は断片的な記述にとどまる。一方、これまでに江南地域社会を検討したいくつかの研究〔上海、宝山、嘉定、川沙、太湖、武進、崇明、啓東、南

通などは、公報類や新聞・雑誌、あるいは檔案など、それぞれ地域固有の史料（以下、これらの史料を地方文献と称する）が発掘され、用いられている。では、このような地方文献は、そもそもどれほど作成されたのであろうか。たとえば、前述の『内務行政報告書』によれば、公報類は一四県一八種、新聞・雑誌は一九県四六種類であったことが知られる。もちろんこれらが全て現存しているかどうか、どこに所蔵されているのかを調査する必要がある。すでにそれらのうちの何種類かは所蔵状況が明らかになっており、それら以外のものについても現在、所蔵調査が進められつつあり、今後、大いに期待できよう。

第三には、調査により各種の基礎的なデータが、かなり洗い出されたことである。ある地域社会の性格や特徴を知るために、その地域の産業構造や土地所有関係、社会風俗や慣習、儀礼や宗教、社会団体などに注目し、検討することは有効な方法であらう。たとえば、ある都市にどのような種類の商店が、どれほど存在しているのか、人々はそのような職業に従事しているのか、ある地域に教会や祠廟、道観・道教寺院がいくつ存在するのか、それらの資産や構成人員は何人なのか、といったデータは、地方志には断片的にしか記述されていない。しかも地方志の場合、その編纂年代がそれぞれ異なることが多く、また編纂者も異なる

ことから、取り上げる事項の取捨選択に大きなばらつきが見られることが少なくない^⑧。つまり、ある地域社会がどのような個性を持っているかを考察しようとする場合、地方志のみでは把握しづらいが、調査史料を並用することにより可能となるのである。

また、ある地域社会における人的結合^⑨共同性について考察しようとする場合、どちらかというと同層知識人や民衆を中心とする基層社会に関することが記録されるのは、ほとんどの場合、非日常性・事件性——民衆蜂起、打ち壊し、抗租抗糧闘争など——の文脈においてであり、従来、そのような性質を帯びた史料を使用することが多かったと言えよう。しかしながら、日常性の文脈において考察することも不可欠である。たとえば筆者がかつて検討したことのある宝山県では、この時期、正確な測量に基づいて地図が作製されている^⑩。その地図を見ると祠廟の位置が記載されており、そもそも祠廟がどのような場所に設置されるのか、都市化の進展によりそれらがどのような変化を遂げるのか、などといったことも把握できるであろう。

おわりに

以上、本稿においては、清末の社会調査の実態と、それ

により編纂された史料の特徴について見てきた。しかし、本稿において言及し得たのは、統計的性格を持つ史料についてのみであり、これは清末民初の中国地域社会を知るためのほんの一部分の材料に過ぎない。これ以外に、手がかりとなる史料には、地方新聞や雑誌、檔案史料、各種報告書、日記、伝記、有権者名簿、団体の会員名簿、地図、個人の文集、墓誌、歌謡、等々、多様なものがあり、枚挙に暇がない。また、民国初期の地方志にも、地方自治に関する諸データを網羅的に採録するものも発刊されている。

では、これらの諸文献がなぜ編纂されるようになったのか。その一因として、一元的統治を必要とする近代的国家形成の要求からであることはすでに述べた。しかし、これ以外にも極めて重要な原因があることに留意しなければならない。それは近代的知识を習得した知識人らの存在と、彼らによって編纂された極めて多くの雑誌、地方志の出版といったことから理解できるであろう。つまり、それらは清末民初において、従来の伝統的知識に加えて、立憲制や地方自治などに関する様々な知識を理解し、修得することが知識人間で、あるいは地域社会で重要視されていたことを示すものと言えるだろう。このような価値基準を支えていたものを仮に「エリート文化」と呼ぶとしよう。すなわち、清末民初という時代は、地域の社会管理から近代の国

家形成に到るまで、この「エリート文化」が大きな作用を果たしたのではなからうか。そして、その成果として上述したような諸史料が編纂され、出版されたと言えるだろう。

清末民初の地域社会史研究は、これまで「エリート文化」の担い手であった地域(方)エリートの活動に注目して研究が展開されてきた。だが、その成果はなおまだ不十分であることは否めない。今後においても、新たな史料を発掘することを通じて成果を蓄積しなければならぬ。と同時に、我々は「エリート文化」の浸透や展開に着目し、それらの状況を分析することを通じて、地域社会を構成するもう一方の要素——「民衆世界」や「民衆文化」——に接近することも行わねばならない。それではじめて清末民初の地域社会史を包括的に検討することが可能になるからである。

- (1) 「憲政編查館資政院會奏憲法大綱暨議院法選舉法要領及逐年籌備事宜摺(光緒三十四年八月一日)」「清末籌備立憲檔案史料」中華書局、一九七九年、五四〜六七頁。なおこの史料は以下「籌備檔案史料」と、また日付については光三四・八一(一)のように略記する。
- (2) 「設立考察政治館參酌各國政法纂訂成書呈進論(光三一・一〇・二九)」「籌備檔案史料」四三頁。
- (3) 「慶親王奕劻等奏請改考察政治館為憲政編查館摺(光三三・七・五)」「籌備檔案史料」四五頁。

- (4) 「考察政治館改為憲政編查館論(光三三・七・五)」「籌備檔案史料」四五頁、および「憲政編查館大臣奕劻等擬呈憲政編查館辦事章程摺(光三三・七・一六)」「籌備檔案史料」四七〜五〇頁。後者の史料には「日本はかつて明治初年において憲法政局を設置した。現在の内閣は、すなわち法制、統計等の局を附設している。臣館(憲政編查館)はすでに日本の新旧の辦法を兼ね備えている」とあり、日本にならったことが看取できる。
- (5) 「令各省設立調查局各部院設立統計所論(光三三・九・一六)」「籌備檔案史料」五二〜三頁。
- (6) 「湖北調查局公牘初輯(宣統三年七月ころの「総務類」所収の「附 憲政編查館 奏定各章調查局辦事章程」。
- (7) たとえば「政治官報」第一四一〇号、〇八年三月二二日(光三四・二・一九)所収の「直隸調查局訂法制科辦事細則」および「直隸調查局詳定統計科辦事細則」を参照。
- (8) 「山東調查局公牘錄要初編(上)」「發行年未記載、おそらく宣統年間、以下「山東公牘」とする)所収の「調查民情風俗條目」および「湖北調查局法制科第一次調查各目」(同、以下「湖北公牘」とする)「第一部民族風情問題目錄」。
- (9) 「憲政編查館大臣奕劻等請飭各省設立調查局論(光三三・九・一六)」「籌備檔案史料」五二頁。
- (10) 「湖北公牘」「統計類」所収の「咨呈督院請飭咨憲政編查館聲明統計報告文(宣・二月一四日)」。
- (11) 「山東公牘」「本局遵擬調查員學習章程詳文(光三四・六・五)」所収の「調查員養成所簡章」。九教科の内訳は、憲法、行政法、政治学、経済学、財政学、国際法、統計学、数学、図書学、である。
- (12) 「湖北公牘」所収の「擬呈督院開辦大概情形並預算表手摺(光三四・一・二二)」。府庁州県から派遣される調査員についても、法政知識の有無が懸念されており、当面は府庁州県

最寄りの人員を派遣するとともに、一方では調査員養成所あるいは法政学堂（での研修を）終えるのを待ち、調査局から各府庁県に派遣されるのを待つのがよいとしている。

- (13) 『山東公牘』本局遵擬各州県調査功過章程詳文光三四・七・一九）所収の「調査功過簡明章程」。

- (14) 『政治官報』五七号、〇七年二月二日（光三三・一一・一七）所収の「民政部清查戸口告示」。

- (15) 『政治官報』四三四号、〇九年一月八日（光三四・一一・一七）所収の「民政部調査戸口章程」。

- (16) 姜涛著『中国近代人口史』（浙江人民出版社、一九九三年）八一頁。

- (17) 拙稿「清末の江蘇省における諮議局の設置と地域エリート」（東京学芸大学紀要（第三部門・社会科学））第五五集、二〇〇四年。

- (18) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第三四冊（広西師範大学出版社、一九九六年）の整理番号574（光三四・六・二四）。

- (19) 『江南籌辦地方自治總局文件録要初編』以下、『江南自治總局文録』とする。所収の「開辦簡章」を参照。この史料の発行年月日は記載されていないが、同内容のものが『政治官報』第一二八号（光三四・二・八）の「法制章程」に採録されていることから、ほぼ同時期のものと見てよい。

- (20) 『江南辦地方自治總局特別開會啓』、〇八（光三四・一〇）年所収の「調査戸口規程」。

- (21) 『江南自治總局文録』所収の「督帥演説」。

- (22) 『江蘇蘇屬諮議局籌辦所報告書』（発行年月日未記載、おそらく宣統年間。以下「蘇屬報告書」とする）所収の「丹陽縣羅擬選舉調查員辦事規則」第二条。

- (23) 『寧屬諮議局籌辦所報告書』（発行年月日未記載、おそらく宣統年間。以下「寧屬報告書」とする）所収の「各州県調査事務所簡章」第三条。

- (24) 『江南自治總局文録』所収の「開辦簡章」第五章「宣講」第一条、および同所収の「宣講規則」、「寧屬報告書」所収の「調査員辦事細則」第五条。

- (25) 『調査戸口規程』第二五条、二七条。

- (26) 『預備立憲公會報』第一六期（光三四・九・一三）所収の孟昭常「諮議局選舉調查之始例」。

- (27) 米紅・李樹茁・胡平・王瓊「清末民初の兩次戸口調査」『歴史研究』九七年第一期、および侯楊方「中国人口史」第六卷（復旦大学出版社、二〇〇一年）五三頁。

- (28) 知府事李澍恩編著『吉林省賓州府政書』（商務印書館、一九〇九年）。奉天諮議局籌辦所法制科編「奉天諮議局籌備処調査報告書」（出版年未記載、ただし光緒三四年七月までの調査データを使用していることから、おそらく宣統年間、すなわち〇八年末もしくは〇九年の出版と思われる）。江蘇内務司編『中華民國二年 第一屆 江蘇内務行政報告書』（一九一四年）。江蘇省長公署統計処編『江蘇省政治年鑑』（一九二四年）。

- (29) 『江蘇内務行政報告書』第二章「県行政機関」第五節「文書宣布」、および同第五章「警察」第一七節「著作出版」。なお、新聞・雑誌については重なっているもの（南通・海門両県で発行されていた「通海新報」）は一種類とした。

- (30) 一例として、たとえば夫馬進氏の、地方志を駆使した善堂の普及状況のリストアップ作業をあげておく。夫馬進「中国善堂善堂史研究」（同朋舎出版、一九九七年）所収の「清代沿岸六省における善堂の普及状況」。

- (31) 上海図書館蔵（宝山）清文局「宝山各図圩細号図」（一九一五年）。

（たなか ひろし）